

議案第79号

すみだ中小企業センター条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだ中小企業センター条例を廃止する条例

すみだ中小企業センター条例（昭和60年墨田区条例第30号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既にこの条例による廃止前のすみだ中小企業センター条例（以下「廃止前条例」という。）の規定により納付されている使用料に係る廃止前条例第7条の規定は、この条例の施行後も、なお効力を有する。

（提案理由）

区内中小企業に対する産業支援の在り方を見直し、新たな産業支援体制を構築することに伴い、すみだ中小企業センターを廃止する必要がある。